

若年就業者資格取得支援補助金のご案内

(大分県建設産業若年就業者資格取得支援事業)

1 事業の概要

大分県内において、建設産業に従事する若年者処遇改善等を目的として、各種施工管理技士等の業務に必要とされる資格の取得に要する経費（受験手数料、講座受講料等）の一部を補助するものです。

2 対象事業者

大分県内に主たる営業所を有する企業のうち、次のいずれかに該当する資本金額5,000万円以下の企業です。

- (1) 建設業許可を有する企業
- (2) 大分県の建設コンサルタント等に係る入札参加資格を有する企業

3 支援内容（補助内容）

対象となる職員	申請年度の4月1日時点で40歳未満の従業員
補助率	2分の1以内
補助限度額	1人あたり5万円以内※1社あたり3名まで
補助対象資格	各種施工（管理）技士、建築士、電気工事士、電気主任技術者、電気通信主任技術者、技術士、測量士、地質調査技士
補助対象経費	事業実施年度中に受験した資格試験の ・受験手数料 ・願書代 ・講座受講料（入学金を含む） ・教材費
補助の要件	取得した資格に係る手当制度を創設（既に手当制度がある場合は増額改正）すること

※詳細は、事業実施要領をご確認ください。（下記URL参照）

4 事業の申請、関係書類等

事業を申請しようとする場合は、（一社）大分県建設業協会HPに掲載している大分県建設産業若年就業者資格取得支援事業実施要領を確認のうえ、以下により申請してください。

【提出書類】実施計画書（第2号様式）

【提出先】一般社団法人 大分県建設業協会

※予算には限りがありますので、お早めに申請してください。

県庁HPのURL：<http://www.pref.oita.jp/site/n-kennsetsugyou/shurokankyokaizen.html>

5 お問い合わせ先

お問い合わせ・相談は、一般社団法人 大分県建設業協会（TEL：097-536-4800）までお願いします。

補助金活用のモデルケース

(株) 大分建設の例

資本金額：1,000万円

※5,000万円以下の企業が対象

資格手当：なし

資格手当制度の創設に要する経費は、大分県の

【就労環境改善・情報発信支援事業】による助成の対象となります。
(お問合せ先：大分県土木建築企画課建設業指導班 097-506-4516)

社労士報酬：20万円の場合

→最大10万円の助成(補助率1/2、上限額10万円)

